

栗 東 市 水 防 計 画

目 次

1. 目 的	1
2. 水防事務の処理	1
3. 水防本部の設置	1
4. 水防体制および活動	1
1) 水防体制	2
2) 水防本部の非常配備	2
3) 水防団（消防団）の活動	3
4) 居住者（地元民）の活動	4
5) 避難および救助	4
6) 決壊等の通報	4
7) 避難のための立退	5
8) 水防管理団体相互の協力・応援	5
9) 自衛隊の派遣要請	5
10) 水防訓練	6
11) 水防管理団体の水防計画	6
12) 水防配備体制分担表	6
13) 降雨時点検作業箇所表	7

栗 東 市 水 防 計 画

1. 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体である栗東市が、同法第 33 条 1 項の規定に基づき、栗東市の地域に係る河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 水防事務の処理

水防管理者（市長）は、水防法第 11 条及び 16 条による水防予警報の通知を県知事から受けたときは、その洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

3. 水防本部の設置

水防管理者は、市内に於いて、水防が十分行えるよう水防本部を設置し、本部の事務局を建設部土木管理課に設置するものとする。

但し、災害警戒本部が開設された場合は、栗東市地域防災計画の定めるところによる。

栗東市水防本部組織

水防本部長	—	水防副本部長	—	以下、各班は栗東市災害対策本部職員
（市長）		（副市長、教育長）		動員計画系統図による

4. 水防体制及び活動

1) 水防体制

水防活動に関する気象予報通知があった時、または災害の発生が予想される時、水防本部を設置するとともに、水防警戒体制に入るものとする。

2) 水防本部の非常配備（水防警戒体制）

気象状況等により災害の発生が予想されるとき、および水防管理者が必要と認めるときは、栗東市災害警戒本部設置前の体制として、おおむね以下の基準により、非常配備をおこなうとともに、気象、水防等の情報収集およびその通報をおこない災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部を設置し、対処するものとする。

①河川等の巡視

水防管理者、中消防署長、消防団長は、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると思われる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等管理者に連絡し、必要な措置をとるものとする。

②警戒1号体制

イ. 配備時期

次の注意報の1以上が本市に発せられたとき、または水防管理者が必要と認めるとき。

A 大雨注意報

B 洪水注意報

ロ. 配備内容

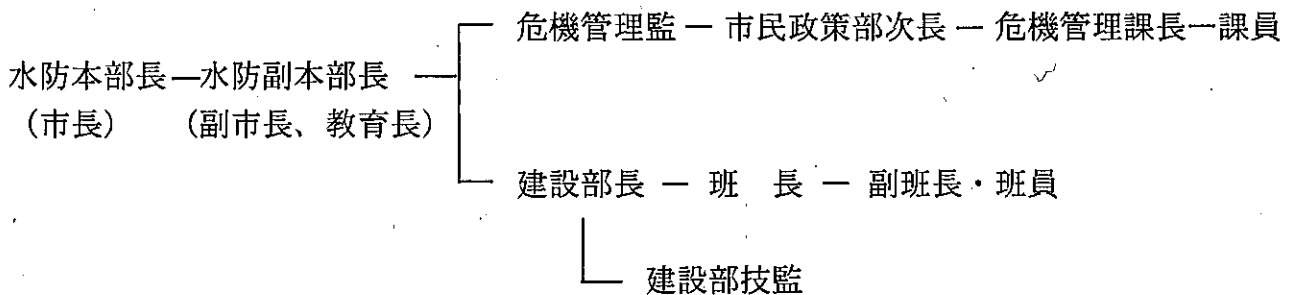
水防関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

A 市民政策部職員若干名・建設部職員1/5程度

B 水防管理者が別に指示する部等の職員若干名

二. 配備及び指揮系統



③警戒2号体制

イ. 配備時期

次の警報の1以上が本市に発せられたとき

A 大雨警報

B 洪水警報

ロ. 配備内容

水防関係部課の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

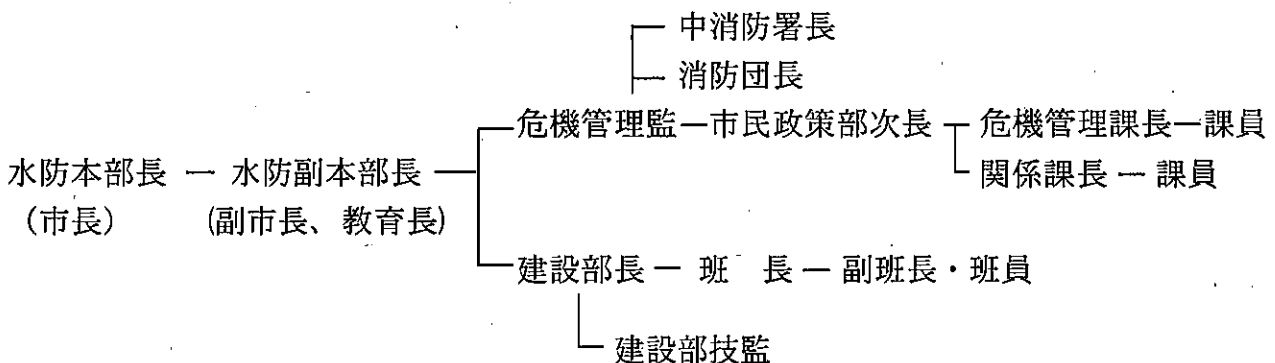
A 市民政策部職員若干名・建設部職員1/5程度

B 教育委員会総務課職員若干名

C 水防管理者が別に指示する部等の職員

D 消防職員、消防団員若干名

二. 配備及び指揮系統



④栗東市災害警戒本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

⑤栗東市災害対策本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

3) 水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 11 条及び 16 条の規定による水防予警報等を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

① 分団の水防受け持ち区域を次の通り定める。

栗東市消防団 団 長 奥 村 堅 治
 副団長 中 村 泰 弘
 " 山 口 秀 和

	分 団 長	副 分 団 長
第1分団	千 代 善 一	山 脇 久 志
第2分団	中 村 靖 宏	宮 城 源
第3分団	清 水 平治郎	中 井 隆
第4分団	阿 部 淳 司	小 林 孝 行

河 川 名	担当分団	人 員	集合場所	水防資材
金勝川（上流）、細川、美之郷川、雨丸川、穴口川、走井川、トレセン防災ダム	第 1 分団	2 0 人	御園1926 詰 所 (558-2919)	防災倉庫内 (中消防署出張所)
野洲川左岸、中ノ井川（上流）、葉山川右岸（上流）、六地藏沈砂池の調整	第 2 分団	1 7 人	高野203-7 詰 所 (553-1196)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
葉山川右岸（下流）、瀏ヶ上川、百々川、中ノ井川（下流）、石原川、十里川	第 3 分団	1 6 人	糺五丁目8-24 詰 所 (552-3582)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
金勝川（下流）、山田川、草津川（右岸）、葉山川（左岸）、葉山川左岸（下流）、伊佐々川、里川、岩屋川	第 4 分団	1 8 人	栗東市役所内 詰 所 (551-0420)	防災倉庫内 (市役所内)

- ② 水防管理者が指示する場合は、草津警察署長にその旨を通知しなければならない。

8) 水防管理団体相互の協力・応援

- ① 同一河川沿いの水防管理団体は、増水の際、自己の管内の量水標水位に達した時は、直ちに直下流および対岸の水防管理団体にその水位を急報するものとする。
- ② 「はん濫注意水位」に達したときおよび「はん濫危険水位」に達したときならびに「はん濫注意水位」、「水防団待機水位」から減水したときも同じとする。
- ③ 隣接する水防管理団体は、協力・応援等水防事故に関し、あらかじめ相互協定をしておくものとする。

9) 自衛隊の派遣要請

- ① 市長が自衛隊の派遣を必要とする場合は、下の事項を明らかにして知事に要請する。
 - イ. 災害の状況および派遣を要請する理由
 - ロ. 派遣を必要とする期間
 - ハ. 派遣を希望する人員および船舶・航空機の概数
 - ニ. 派遣を希望する区域および活動内容
 - ホ. その他参考となるべき事項
 - A 必要な資材名および数量
 - B 被害現地に至るまでの道路状況等
 - C 宿泊先の準備状況
- ② 自衛隊の派遣が決定した場合には、南部土木事務所長と協議の上自衛隊との連絡責任者ならびに現場技術責任者を定め、出動した自衛隊との連絡または現場の責任にあたらしめるとともに、その自衛隊の責任者および連絡者を確認する。

10) 水防訓練

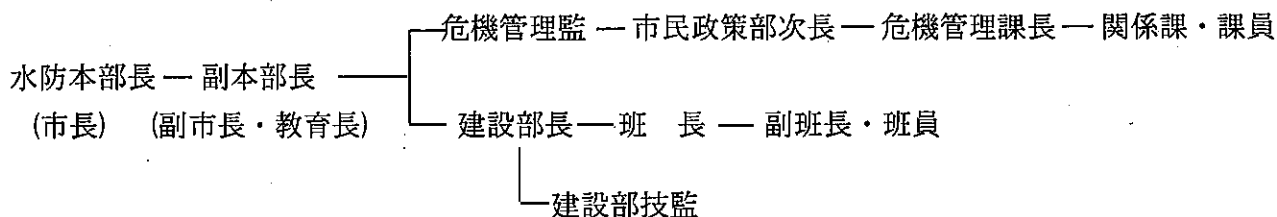
- ① 指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない。
- ② 水防訓練を実施する時は、あらかじめその日時・場所・方法等について南部土木事務所建設管理部長に連絡し指示を受け、終了後直ちにその状況を報告すること。

11) 水防管理団体の水防計画

- ① 指定水防管理団体は、毎年県の水防計画に応じて、より詳細に、より具体的にあらゆる想定し得る事態を予想した水防計画を立て、その計画書を知事対し届け出なければならない。
- ② 策定した水防計画は、草津警察署および中消防署長に通知しておくものとする。

12) 水防配備体制分担表

(水防配備警戒体制(異常気象時交通規制) 分担表)



班 名	班 長	班 員	人 数
1 班	土木管理課長	建設部職員他	部員1/5程度
2 班	道路・河川課長	建設部職員他	部員1/5程度
3 班	国・県事業対策課長	建設部職員他	部員1/5程度
4 班	都市計画課長	建設部職員他	部員1/5程度
5 班	交通政策課長	建設部職員他	部員1/5程度

(摘 要)

1. 注意報が発令されたとき(警戒1号体制)は、原則として自宅待機とするが、いつでも参集できる体制を整えておくこと。また、班長から指示があった場合、班員はすみやかに庁舎(2階)に参集する。
2. 警報並びに異常気象時道路交通規制が発令されたとき(警戒2号体制)は、当番班員は庁舎(2階)に参集する。(ただし、班長の指示により自宅待機をする場合がある。)
3. 平日に発令された場合は、翌日の午前8時30分迄とし、次班に引き継ぐものとする。
4. 土・日曜日、休日の午前8時30分以降に配備についた場合は、翌日の午前8時30分迄とし、次 班に引き継ぐものとする。
5. 被害の状況に応じ、建設部長が命じた場合は、順次2～3班体制とする。(体制が複数班になる場合は、その日の当番班とそのひとつ前の班からとする。ただし、前の班が連続となる場合はそのもうひとつ前の班とする。)
6. 班長又は副班長は、資料(水位・雨量・被災の箇所等)を整理し、建設部長並びに水防本部長へ報告するとともに、次班の班長又は副班長へ引き継ぐこと。

(備 考)

- ・本表は原則として勤務時間外とする。ただし、水防本部長が必要であると判断したときは、勤務時間内であっても各課に協力要請を行う。

降雨時点検作業箇所表

初期活動の必要な重点箇所

番号	自治会名	場 所	点検及び作業事項	参 考
安養寺・上鉤地区付近				
1	安養寺	奴寿司前道路下水路	水門の作動状況の確認	自動転倒式
2		肉の岡山前	スクリーンの清掃	
3	上 鉤	聾話学校北側水路	水門（自動）開操作 道路反対側のスクリーンの 清掃	鍵（土木管理課）必要
4		聾話学校南側水路	水門の作動状況の確認	自動巻上式
5		新開川と葉山川交差部分	スクリーン2箇所の清掃	トビ2本必要
6		上 鉤 池	注意※（南部土木事務所 と上鉤自治会長協議後） ・ 葉山川水門閉操作 ・ 余水吐2箇所の放流操作	・ 水門のハンドル は土木管理課 ・ 余水吐の水門は 手動
目川・小柿・中沢地区				
7	目 川	目川小柿線と目川栗ノ木線 の交差点付近水路	堰板を操作し水を北側 へ	トビ2本必要
8	小 柿	友大塚工場団地内雨水幹線	水門（自動）開操作	鍵（土木管理課）必要
9		国一小柿2号線（湖南消防北側水路）	道路下の水門（自動）開操作	自動
10	中 沢	中沢小柿線沿い雨水幹線	水門の（自動）開操作	鍵（土木管理課）必要
11		中沢団地中央幹線沿い水路	道路西側の水門開操作	電動（開け操作は必要）
大橋・蜂屋地区				
12	大 橋	国道一号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
13		国道8号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
14		中ノ井川の洪水調整池	ポンプの稼働と冠水状況	
15	蜂 屋	大橋総線沿い中ノ井川	道路冠水状況	冠水時バリアードで通行止
総地区				
16	総	J R琵琶湖線地下道（北側）	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
北中小路・美里・十里地区				
17	美 里	グラウンド東側	水門の作業状況の確認	自動転倒式
18	十 里	市道総十里線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
19	十 里	市道北ノ口二の坪線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止

平成31年4月一部改訂

